

Morph Δ E8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼに係る 食品健康影響評価について

1. 経緯

「Morph Δ E8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ」については、平成 29 年 10 月 12 日付けでダニスコジャパン株式会社から遺伝子組換え飼料添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、*Trichoderma reesei* RL-P37 株を宿主として、フィターゼの生産効率を高めるため、*Buttiauxella* P1-29 株由来の BP-17 フィターゼ遺伝子が導入された生産菌 *T. reesei* Morph Δ E8 BP17 4c 株（以下「BP17 株」という。）によって生産されたフィターゼである。

なお、BP17 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のフィターゼと利用目的や利用方法に関して相違は無い。なお、フィターゼは飼料中に含まれるリンの利用効率を高めるため、豚用、鶏用及びうずら用の飼料に添加して利用される。